

宇宙太陽発電学会規約

承認 平成 26 年 10 月 21 日総会

改正 平成 30 年 11 月 10 日総会

改正 令和 元年 11 月 10 日総会

(名称)

第 1 条 当学会は宇宙太陽発電学会と称する。

(事務局所在地)

第 2 条 当学会事務局を京都市左京区に置く。

(目的)

第 3 条 当学会は、SSPS (宇宙太陽発電システム) に関する基礎的研究及びその応用技術の進歩、実現の促進並びに知識の普及を図り、もって学術文化の進歩普及、産業の発展及び生活の向上に寄与するとともに、世界の恒久的な発展と平和に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) SSPS に関する科学技術の調査・研究・情報収集ならびに専門家・一般市民・青少年を対象としたシンポジウム・研究会、セミナー等を通じた情報交換や知識の普及事業

(2) 内外の SSPS プロジェクトの支援に係る事業

(3) SSPS の実現に向け、技術的、社会的、経済的、法律的、国際法的な要件を明らかにする事業

(4) ホームページ・電子媒体を含む SSPS の促進、知識の普及、提言に係る事業

(5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(会員)

第 4 条 この学会に次の会員を置く。

(1) 正会員 この学会の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この学会の事業を賛助するために入会した団体

(3) 学生会員 この学会の目的に賛同して入会した学生

(4) 特別会員 理事会が選出する官庁の役職にある者

(5) 顧問 理事会が選出する功績の大きな者

(除名)

第 5 条 当学会員が、当学会の名誉を毀損し、若しくは当学会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第 6 条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 2 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(構成)

第 7 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 8 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事の選任又は解任

(3) 決算報告の承認

(4) 規約の変更

(開催)

第 9 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 10 条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(決議)

第 11 条 総会の決議は、3 分の 1 以上の正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項により表決を委任した正会員は、第 1 項および第 25 条の適用について、総会に出席したものとみなす。

(役員)

第 12 条 当学会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 20 名以内

(2) 運営委員 若干名

(3) 特別顧問 1 名置くことができる

2 理事の互選により、1 名を会長とし、副会長を 2 名とする。

(役員を選任)

第 13 条 理事は、総会の決議によって選任する。

2 運営委員は会長が指名する。ただし、理事の併任を妨げない。

3 特別顧問は、会長が指名選出する。

(役員職務及び権限)

第 14 条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2 会長は、当学会を代表し、その業務を執行する。

3 運営委員は、会長に指示された業務を行う。

4 特別顧問は会長を補佐し、助言を与える。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事の退任により後任に選ばれた理事は、前

任者の任期の満了する時までとする。

(構成)

第16条 当学会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第17条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1 業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 会長の選定及び解職
- 4 運営委員の業務の執行の監督

(招集)

第18条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第19条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第20条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会規則)

第21条 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の規則で定める。

(事業年度)

第22条 当学会の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当学会の事業計画及び収支予算につい

ては、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第24条 当学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第25条 この規約は、総会における、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

附則

(施行日)

第1条 この規約は平成26年10月1日から施行する。

(最初の事業年度)

第2条 当学会の最初の事業年度は、当学会成立の日から平成27年9月30日までとする。

(設立時の役員)

第3条 当学会の立時理事及び設立時会長は、次のとおりとする。

設立時理事 松本 紘、浅田正一郎、石川容平、
稲谷芳文、賀谷信幸、小紫公也、佐々木進、篠
原真毅、清水岳男、高野 忠、多氣昌生、田中
孝治、橋本弘藏、森 雅裕、吉田哲二

設立時会長 松本 紘

設立時特別顧問 茅 陽一

(会費)

第4条

- 1 正会員の年会費は1,000円とする。
- 2 賛助会員の年会費は1口50,000円とする。口数に関わらず、賛助会員の組織に属する正会員は5名まで会費を免除することができる。
- 3 学生会員、特別会員および顧問の年会費は免除する。